

《女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条規定に基づく》

伊達信用金庫「一般事業主行動計画」

【計画の基本理念】

男女ともに全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、「女性活躍推進法」に基づき、次のように行動計画を策定する。

【計画期間】

計画期間 2025年4月1日から2030年3月31日までの5年間

【目標と取組内容・実施時期】

目標1

有給休暇の平均取得日数を15日以上とする。

＜実施時期・取組内容＞

○2025年4月～

- ・作業効率の見直しを行い労働時間の短縮を図る。
- ・有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組む。
- ・月に1回の確実な有給休暇の取得を実施する。
- ・バースデー休暇、プラスワン休暇の計画的な取得を促す。
- ・職員の有給休暇取得率をデータ化し、四半期毎に所属長に還元する。
- ・有給休暇の取得日数が低い職員に対して、人事担当者が聞き取りを実施する。

目標2

- ・管理職一人あたりの月平均所定外労働時間を15時間以内とする。
- ・非管理職一人あたりの月平均所定外労働時間を3時間以内とする。

＜実施時期・取組内容＞

○2025年4月～

- ・長時間労働是正に関するトップからのメッセージを発信する。
- ・職員の時間外労働状況をデータ化し、四半期毎に所属長に還元する。
- ・ノー残業デー、ノー残業ウィークを継続的に実施する。
- ・所定外労働時間が多い部署に対して、人事担当者が聞き取りを実施する。

以上